# 1. プロジェクト観測 実施要項

プロジェクト観測は、従来行われてきた一般観測の枠内では実現できない内容を含み、同時に学術的な価値の高い計画に適用するものです。たとえば、短期間に集中して観測時間を必要とする場合や、数年間継続して大量のデータを取得する場合などが考えられます。具体的には以下の方針に従って実施されます。

- 1. 一期(半年)の共同利用時間の内、40日程度を上限としてプロジェクト観測に当てる。
- 2. 一期に割り当てるプロジェクトの数は2件を上限とする。
- 3. プロジェクト観測の募集は一般観測とは別に行い、一般観測より多い人数のレフェリーの審査を経て、実行体制も考慮しつつプログラム小委員会で採否を決定する。
- 4. 新規のプロジェクト観測についてはプログラム小委員会において面接審査を行う。
- 5. 複数期に渡るプロジェクト観測を希望する場合は、各期ごとに申込を行い、審査を受けるものとする。この場合の審査はプログラム小委員会が実施し、面接審査は行わない。
- 6. プロジェクト観測の継続は最長で2017年12月末まで。
- 7. プロジェクト観測の代表者はユーザーズミーティングで途中経過及び結果を報告すること。
- 8. 当面の間、上述1-7の方針に沿って運用するが、運用方針については実際の運用状況を見ながら適宜見直しを進める。

# 2.「学位論文支援プログラム」実施要項

「学位論文支援プログラム」は、博士または修士の学位取得を目指す大学院学生に最大1年2期の連続観測を保証する枠組みです。これは、通常の一般観測では実現が困難な、計画性のある学生教育の実現と、近年増加した継続性を必要とする長期の観測への対応を目的としています。

- 1. 応募資格: 学位論文を完成させる目的を持った者。修士、博士は問わない。
- 2. 割り当て: 一件につき半年(1期)に10日前後。継続は最長で2017年12月末まで。
- 3. 募集数: 原則として1 年に1件。
- 4. 申し込み: プロジェクト観測、一般観測に加えて設けられた「学位論文支援プログラム」に申し込む。本プログラムで不採択となった研究課題は、一般観測に組み入れられ審査される。既に学位論文支援プログラムに採択され、継続観測を希望する課題については、これまでの観測結果も記述すること。
- 5. 審査: レフェリーによる科学的評価を経て、プログラム小委員会が採否を決める。なお、書類審査のみとし、面接審査は行わない。継続観測の申請についてはプログラム小委員会で審査し、レフェリーによる評価は行わない。
- 6. 採択者義務: 毎年行われる岡山ユーザーズミーティングで中間報告をし、研究完成後にまとめの発表も行う。
- 7. 指導教員義務: 指導教員は学位論文完成に対して責任を負う(学生の指導期間中に異動などのあった場合も義務を果たすこと)。申請者は、指導教員による学位論文完成義務の承諾書を得て、観測申込書に添えて1 部提出すること(電子投稿の場合は別途郵送すること)。

## 3.「隙間時間観測」実施要項

最近の岡山188-cm望遠鏡への応募には、一晩を使い切らない観測提案(例えば惑星トランジット観測とか1天体のみの観測)が増加しており、その前後の「隙間時間」を有効に用いる対応策が求められています。「隙間時間観測」は、一回の観測時間が比較的短くまた観測時期の制限が緩い観測を募集します。ただし採択されても、その期に「隙間時間」がない場合には、観測割当がない場合もあり得ます。

#### 1. 申込:

- ・「隙間時間」のみの観測を希望する場合:例えば、(1) 試験的に行いたい観測、(2) 過去に採択された観測プログラムで、観測研究としての完成度を高め、論文化へ加速するための補充観測、など。既採択の課題で補充観測を希望する場合には、これまでの観測結果も記述すること。
- ・「一般」と「隙間時間」の両方に申請する場合:例えば、観測時期の制限が緩い課題で観測対象が 多い申請課題の場合に、「一般」枠で観測時間の割当てに加え、「隙間時間」が発生した場合に 追加割当を希望する場合など。

### 2. 審查:

「隙間時間観測」のみの申請の場合は、レフェリーによる審査は行わず、プログラム小委員会が科学的評価を行い及び採否を決める。観測所はプログラム立案時に隙間時間の観測として適切な課題を判断する。

## 3. 観測:

隙間時間に割り付けられた研究課題の観測者は、観測所に来所して観測を実行することも出来る し、リモート観測でも実行出来る。

# 4.「Targets of Opportunity観測」実施要項

従来、岡山天体物理観測所では、突発的な事象等に対する緊急な観測(ToO観測=Target of Opportunity 観測)の申請を、所長判断で随時受け入れてきましたが、下記の通り2016年前期からは原則、共同利用観測の公募を通して申請して頂きます(事前申請型ToO観測)。 従来の公募を通さない所長裁量によるToO観測(その場提案型ToO観測)の申請は最小限に留めて頂く方針です。

記

- 1. ToO観測を2016年前期から、原則、プロポーザル提出に基づく事前申請型に移行して頂く。
- 2. 概ね年一回程度の期待値のある事象に対しては事前申請型 ToO 観測として頂く。
- 3. 極めて緊急性の高い事象のため所長裁量によるその場提案型 ToO 観測の可能性は残す。 また、頻度がごく低い現象について、事前申請型を否定するものではない。
- 4. これまでの他の共同利用観測と同様に観測所が半年ごとに公募する。
- 5. 事前申請型 ToO 観測に利用できる観測装置に制限は設けない。ただし、当面は共同利用観測へ公開されているものとする。
- 6. 事前申請型 ToO 観測プロポーザルは他のプロポーザルとともに、レフェリー評価をもとにプログラム小委員会で審査される。
- 7. 事前申請型 ToO 観測への総配分夜数は、公募対象期間内で最大数夜を目途にプログラム小委員会での議論により定める。

- 8. 研究課題間の優先度はプログラム小委員会で定める。
  - 1) ToO でない観測と ToO 観測との間の優先度はプログラム小委員会が定める。 ToO 観測より優先度の高い観測は ToO 観測の発動を免れる。 それ以外はたとえ time critical な観測でも ToO 観測が優先する。
  - 2) 複数の ToO 観測の間の優先度はプログラム小委員会が定める。 複数の ToO 観測が同日夜に発動された場合には予め定めた優先度に従う。
- 9. ToO 観測が実施された場合、そこに振り向けられた観測時間は当初予定の観測者へ補償される。
- 10. ToO 観測は、申請者がプロポーザル内で規定した条件に基づき、申請者が判断して発動する。
  - 1)申請者は事前準備として、共同利用期間の開始1ヶ月前までに観測手順書を観測所に提出する。
  - 2) 観測所は事前準備として、共同利用観測予定者へ当該観測期の ToO 観測採択状況について周知 する。また、来所者へも周知する。来所者には観測手順書についても周知する。
  - 3)申請者はプロポーザルに示した条件を満たす事象について、当該観測夜の共同利用観測者へ電話等で連絡を取り、ToO 観測を発動し、観測を依頼することができる。
  - 4) 申請者は観測所へも ToO 観測の発動を通知する。
  - 5) ToO 観測は原則、当該観測夜の共同利用観測者が実施する。時間的に可能な場合、申請者が観 測所まで来て観測を実施しても良い。旅費は観測所から支給される。
  - 6) 必要な条件が満たされれば、申請者がリモート観測により観測を実施して良い。
  - 7) 原則、ToO 観測の発動に関し観測装置の交換は行わない。
  - 8) ToO観測では、割当時間数内で、一晩の中で必要とするだけの観測を実施することができる。
  - 9)申請者は、発動条件を守った上で、割当時間数の範囲内で何回でも ToO 観測を発動できる。
  - 10) 申請者は ToO 観測発動時に、計N回の観測を行うこと、i 回目  $(1 \le i \le N)$  の観測をDi 日  $(1 \le i \le N)$  に行い、Ti 時間  $(1 \le i \le N)$  を投入し、合計で  $\Sigma^{N}_{i=1}$  (Ti) 時間観測することを周知する。
  - 11) ToO 観測を遂行した観測者は、当該観測夜の属する観測期(セメスター)内に同ToO観測のプロポーザルに基づき得られた成果が公表される場合には、その著者に加わることが出来る。

以上